

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成29年1月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 11件

厚生年金保険関係 11件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600650 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600227 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額を14万6,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月5日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年12月5日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年12月5日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、14万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600651 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600228 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額を23万円とすることが必要である。
平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月5日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年12月5日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年12月5日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、23万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600652号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600226号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を9万円とすることが必要である。

平成25年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和57年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成25年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成24年*月*日から平成25年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、9万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600654号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600225号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を24万4,000円に、同年12月5日の標準賞与額を7万7,000円とすることが必要である。

平成25年6月20日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和51年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成25年6月20日
② 平成25年12月5日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日及び同年12月5日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日及び同年12月5日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、平成25年6月20日は24万4,000円、同年12月5日は7万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600655号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600223号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を9万1,000円とすることが必要である。

平成25年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成24年*月*日から平成25年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、9万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600656号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600222号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額を22万2,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和58年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成25年12月5日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年12月5日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年12月5日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、22万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600657 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600220 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額を24万5,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月5日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年12月5日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年12月5日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、24万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600658 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600219 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を15万5,000円とすることが必要である。

平成25年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成25年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、15万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600659号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600224号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を12万4,000円とすることが必要である。

平成25年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、12万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600660 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600229 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月20日の標準賞与額を18万8,000円とすることが必要である。

平成25年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧により、請求者は、平成25年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成25年*月*日から平成26年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成25年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳一覧における賞与額から、18万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600661号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600221号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月20日の標準賞与額を9万4,000円とすることが必要である。

平成23年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成元年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月20日

A社に在籍し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成23年6月20日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成23年*月*日から平成23年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の平成23年6月20日に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿における賞与額から、9万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600575号
厚生局事案番号：関東信越（国）第1600053号

第1 結論

昭和52年4月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和31年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和52年4月から昭和63年9月まで

私は、平成元年12月頃に、自宅を訪れたA市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、昭和52年4月1日に遡って国民年金の被保険者となった。

その後、市役所から請求期間の保険料総額を分割した納付書が送られてきたので、納付開始及び終了時期は覚えていないが、毎月1万5,000円前後を金融機関の窓口で納付し、何とか全額を納付し終えた記憶がある。

しかし、請求期間が未納となっているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成元年12月頃に、自宅を訪れたA市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、昭和52年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得後、同市役所から送付された請求期間の保険料総額を分割した納付書により、毎月1万5,000円前後を金融機関の窓口で納付した。」と主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳には「新規申出日 元年12月19日」の記載があるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年1月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、昭和52年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち大半（昭和52年4月から昭和62年9月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、請求者は、A市役所から請求期間の保険料総額を分割した納付書が送られてきたとしているが、同市役所は、上記の払出時点における現年度分（平成元年4月から平成2年3月まで）の納付書を送付しているが、昭和52年4月1日に遡った請求期間の納付書を送付することはない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。